第３節　武力攻撃原子力災害への備え

１　武力攻撃原子力災害予防

⑴　原子力防災訓練の実施

①　原子力規制委員会は、指定行政機関、地方公共団体、原子力事業者等が行う通報、モニタリング、緊急被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとの訓練に対して、必要に応じて人員の派遣等の支援を行うものとする。

②　原子力規制委員会は、これらの実動訓練のほか、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練を実施し、現場における判断力及び緊急対処能力の向上を図る。

２　国民への啓発

⑴　平素における国民等への情報提供

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、原子力施設周辺の住民に対して緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、国、都道府県及び市町村の指示に従って秩序ある行動をとれるよう、平素から、周辺住民等に対して次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

・放射性物質及び放射線の特性
・原子力事業所の概要
・原子力災害の内容とその特殊性
・武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

⑵　武力攻撃事態等における情報提供

①　原子力規制委員会は、武力攻撃事態等において、原子力事業所の周辺住民等に正確な情報提供を迅速にわかりやすい内容で行うことができるよう体制の整備に努めるものとする。

なお、これらの情報の伝達に当たっては、高齢者等の災害弱者及び一時滞在者に十分配慮した対応を行うものとする。

②　また、武力攻撃事態等において、武力攻撃原子力災害の発生している現地では様々な情報が錯綜することが予想されるため、武力攻撃現地対策本部において情報の集約・整理を行い、周辺住民、報道関係者等に対する的確な情報の提供に努めるものとする。

第４節　武力攻撃原子力災害への対応措置

１　武力攻撃原子力災害に係る通報等

原子力規制委員会は、国民保護法第105条第１項の規定により武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報を原子力防災管理者から受けたときは、直ちにその旨を武力攻撃事態等対策本部及び国民保護対策本部に報告するとともに、関係指定公共機関その他の関係機関に通知する。同項に規定する事実があると認めるとき及び同条第３項の規定による通報を受けたときも、同様とする。

２　応急対策

⑴　情報の収集及び連絡

①　武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、国民保護対策本部は、原子力災害対策マニュアルの定めに準じて、原子力規制委員会委員及び緊急事態対策監を原子力施設事態即応センターに、原子力地域安全統括官を武力攻撃現地対策本部に、原子力規制事務所長及び原子力保安検査官を緊急時対策所に派遣し、当該武力攻撃原子力災害の概要、今後の進展の見通し等の事故情報等を、直ちに武力攻撃事態等対策本部、指定行政機関、関係地方公共団体その他の関係機関に連絡するほか、これらの機関と密接に連携するものとする。

②　武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある原子力事業所（以下「被災原子力事業所」という。）にあっては、統括原子力保安検査官及び原子力保安検査官（原子炉等規制法第67条の２第１項の原子力保安検査官をいう。）を緊急時対策所へ派遣し、必要に応じ現場の状況等を確認させ、その結果を原子力施設事態即応センターの緊急事態対策監及び武力攻撃現地対策本部の原子力地域安全統括官に報告させる。また、原子力防災専門官は、現地の状況に関する情報の収集及び現地の関係者との連絡・調整を行うものとする。

⑵　現地への職員の派遣等

①　国民保護対策本部は、被災原子力事業所における武力攻撃災害の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、原則として、緊急事態対策監を原子力施設事態即応センターに、原子力地域安全統括官を緊急事態応急対策等拠点施設に、被災原子力事業所の緊急時対策所に統括原子力保安検査官及び原子力保安検査官を派遣する。

②　国民保護対策本部は、国民保護法第29条第３項の規定による都道府県対策本部長の要請に基づき、適任と認める職員及び必要に応じあらかじめ選定した専門家を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣する。

なお、派遣に当たっては、必要に応じ、防衛省、警察庁、海上保安庁等関係省庁に輸送支援を要請する。

③　被災原子力事業所にあっては、国の責任者が到着するまでの間、現地における国の実質的な責任者として、原子力防災専門官が必要な情報の収集等を行う。

⑶　原子力施設の使用停止等の命令等

武力攻撃事態等においては、原子力施設について、以下のとおり対処するものとする。

①　原子力施設に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第106条の規定に基づき、当該武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある原子力施設の管理者に対し、当該原子力施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置（以下「使用停止等」という。）を講ずべきことを命令する。

なお、原子力施設については、武力攻撃事態において、地域を定めて警報が発令されたときは当該警報の対象地域に所在する原子力事業者に対し、地域を定めずに警報が発令されたときは状況に応じ、必要と認める原子力事業者に対し、原子力施設の使用停止等を命令する。

②　原子力施設の使用停止等を命令するに当たっては、施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、関係省庁及び原子力事業者と相互に緊密に連携し、対応する。

③　武力攻撃事態において発出された警報が解除されたときその他使用停止等の命令を維持する必要がなくなったときは、①に定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

⑷　退避・避難、救急医療等応急対策

①　国民保護対策本部は、必要に応じ、武力攻撃事態等対策本部に対し、避難のための立退き、屋内退避の勧告その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。

②　国民保護対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、武力攻撃事態等対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。

３　復旧対策

⑴　国民保護対策本部は、武力攻撃原子力災害が生じたときは、被災原子力事業所の状態の把握や応急対策の実施に努めるほか、事態の収束に向けて、汚染物質対策等の復旧対策が講じられるよう努めるものとする。

⑵　また、避難措置の指示が解除されたときは、関係省庁と連携の下、被災原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるために必要な体制の整備、風評被害等の影響を軽減するための広報活動の展開等の災害復旧対策を講じるものとする。

⑶　更に、被災事業者への支援、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保等の復旧対策を講ずるものとする。